



日本共産党 山田こうじ議員

2018年2月京都市会 代表質問と答弁の要旨

2018年2月22日

■破綻したアベノミクスのもとでの深刻な京都市経済の認識について

右京区選出の山田こうじです。日本共産党京都市会議員団を代表し質問します。

最初に「アベノミクス」のもとでの京都経済の実態についての認識を伺います。

京都市は「財政の現状と30年度の見通し」では、「これまでから国と一体となって進めてきた経済政策の効果もあって、緩やかに拡大しており、有効求人倍率は1.5倍を超えるなど労働需給は引き締まっており、雇用者所得も緩やかに増加している」とされていますが、本当にそうでしょうか。

「世界で一番企業が活躍しやすい国」を掲げた「アベノミクス」は6年目になります。この経済政策は何をもたらしたのか。端的に言って“大企業の「稼ぐ力」は大きく伸びたが、国民経済、地域経済は縮小してしまった”ということです。

企業が生み出した富の内、どれだけ労働者の賃金に支払われたのかをあらわすのが労働分配率です。財務省の4～6月の法人企業統計調査によると、資本金10億円以上の大企業の労働分配率は43.5%と記録的に低い水準となっています。1977年当時76.1%あった労働分配率が2011年には60.1%と落ち込み、OECDは日本の落ち込みは異常だと指摘しています。安倍内閣の下で不安定雇用が拡大し、労働分配率はさらに引き下げられています。労働者の実質賃金は、安倍首相が政権に復帰した2012年の年間391万円から最近では377万円に14万円も減少し、1世帯当たりの実質消費支出も360万円から340万円に20万円も減少しています。

企業がもうけを拡大しても、株主への配当や内部留保に消え、賃金や下請け中小企業には回っていません。

また、有効求人倍率の高さが雇用の改善を示しているわけではありません。

職業安定業務統計を見ると、建設業の求人倍率は8.12倍、自動車運転は4.45倍、福祉関連の職業では3.15倍となっている反面、一般事務員の倍率は0.35倍と低いのが現状です。

有効求人倍率の高水準は、正規雇用が非正規雇用に置き換えられたり、低賃金や過酷な働き方によって、離職率が高くなる、求職しても人が来ない職種がある等が要因です。

例えば、介護や保育については、現場は常に人手不足です。介護も保育も需要が伸びているのに、労働条件が過酷なために人が集まりません。こうした事態は、劣悪な労働条件を放置してきた安倍政権による失政そのものです。

これでは、景気が緩やかに拡大しているどころか、後退している事態となっていると思いますが、いかがですか。

(門川市長)本市経済は、国と歩調を合わせて取り組んできた経済政策の効果もあり、企業の生産活動や観光等に牽引され、穏やかな拡大が続いていると認識している。府内有効求人倍率も高水準だが、若い人の求職と求人のミスマッチが一つの課題。

離職率も、建設や医療・福祉では、全産業平均を下回っており、過去3年間を比較しても改善している。本市の平成28年の実質賃金が前年度比1.3%増加、30年度予算においても、個人市民税が7年連続の増、法人市民税が4年ぶりに増収見込みであり、賃金や税収にも表れてきている。

■職員の長時間労働の改善。職員削減計画は撤回せよ。

働く人が使い捨てられる深刻な事態となっています。

2015年クリスマスに自ら命を絶った、電通の高橋まつりさん。その後も、新国立競技場の建設現場で現場監督をしていた23歳の男性が自殺するなど、過労死などの多発が大きな社会問題となっています。過労死は、遺族にとって計り知れない苦痛であり、絶対にあってはなりません。そのあってはならないことが京都市で起こっていました。

京都市交通局では、労使協定の上限を超える100時間30分の残業が原因で、本市職員が過労自殺していたことが明らかとなりました。ご遺族に対し、心からお悔やみを申し上げます。

人事委員会は、時間外労働に関する職員アンケート調査を実施しています。回答者の約3分の1が日常的に時間外勤務を行っていると回答しています。時間外勤務の要因として、業務量が多い、59.9%。人手不足、32.4%。業務量に応じた人員配置を求める職員は77.4%にのぼっています。この間の職員削減で、職員が足りていないことは明らかです。

命令に基づかない時間外勤務についての問いには、上司からの指示はなかったが、自発的に時間外勤務をし、事後的にも時間外勤務命令の手続きを取らなかったことがあるとの回答は43.7%。時間外勤務命令を受けて勤務したが、実績の時間を少なく申告したことがあるは23.0%。上司からの指示に基づき時間外に勤務したが、時間外勤務命令の手続きを全くとらなかったは12.5%もあります。事実上のサービス残業、不払い賃金が発生しています。

市長は、京都市職員が過労死した事実。人事委員会アンケートの結果を見ると、過労死ラインを超える働き方を強いられている事実を、どのように受け止めておられるのでしょうか。時間外勤務の縮減のためにどのような対策をとろうとしているのか。答弁を求めます。

この間、区役所の課税部門が市税事務所に集約化され、納税相談などの機能が後退し、正確で公平な課税という税の信頼が揺らいでいます。保健センターは、医療衛生センターに集約され、違法「民泊」での対応が後手に回り、住民の暮らしが脅かされています。

違法「民泊」の指導や、生活衛生・食中毒対応、感染症対応など、住民の身近な区役所にあつてこそ機能していたものを、京都市一か所に集約しては矛盾が起きるのは当然です。職員削減ありきで矛盾を拡大し、市民生活の安心安全が完全に後回しと言わなければなりません。

人員削減は、保健センターのみならずあらゆる職場で矛盾を広げています。

職員削減の結果、災害時など緊急時のマンパワーが大きく後退しています。住民の命や暮らしを守る自治体の役割を発揮するためにも市職員の役割は重要です。このような事態がひろがっているにも拘らず、職員削減をさらに進めるといいますか。職員削減はすでに限界に達しています。京プラン実施計画で示された、さらなる職員削減計画は中止し、必要な人員を確保する必要があります。答弁を求めます。

(岡田副市長) 人事委員会の職員アンケート結果に基づき、意識改革、勤務時間の適正管理、管理職員のマネジメント能力の向上など、時間外勤務縮減のために重視すべき事項について報告を受けた。

繁忙時のアルバイトの活用、職員の前倒し採用など体制上の措置や、ノー残業デーの実施等に加え、30年度からは、パソコンによる勤務時間管理の仕組みを導入するなど、取組を強化していく。併せて育児・介護を行う職員の時差勤務の制度の整備等進めていく。

「民間にできることは民間に」との基本方針の下で、委託化・民営化などで業務量の減少が見込める部分について職員の削減をはかる一方、必要な部署には必要な人員を増員している。今後も、持続可能な行財政の確立に向け、計画的な職員数の適正化とともに、職員の適正な人員配置に努めていく。

過労死にいたらないまでも、京都労働相談センターには切実な相談が寄せられています。

「今年4月から、働きが悪いと給料35,000円下げられ、賞与は私だけカット」「残業代つかず週48時間労働で額面は17万円。最低賃金以下」「無視されたり、暴言を浴びせるなどのパワハラ」製造大手で働くTさんは、1年契約、半年契約の更新を繰り返し6年目になります。今年4月からの無期雇用転換を前に、昨年の契約更新時の3月までの雇用契約書には「本契約終了後の契約更新は行わない」と記載され、無期転換逃れの脱法行為が平気で行われています。

相談センターによると「雇う側も雇われる側も、労働法の基本的な知識がない。雇用契約書も雇い入れ通知も無く、有給休暇もないのは当たり前。まして5年無期雇用転換なども全く知らないというのが現状」だと話されています。

過労死等防止対策推進法では第3条で「地方公共団体は、国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めなければならず」、第9条では「**国及び地方公共団体**は、教育活動、広報活動等を通じて、過労死等を防止することの重要性について**国民の自覚を促し**、…必要な施策を講ずるものとする」とあります。

厚生労働省では、過労死等防止対策の推進の取り組みとして、大学・高等学校等における労働条件の啓発の実施として、大学・高等学校等の学生を対象とした労働関係法令に係る知識を付与するセミナー及び講師の派遣の実施、高校生向け労働法教育の為のプログラムや教員等指導者用マニュアルの作成および配布、中学生・高校生に対する過労死等の労働問題や労働条件改善の啓発の為の講師派遣を行っています。

全国では84の中学・高校・専門学校・大学・大学院で実施され、京都では立命館大学・洛星高校・立命館宇治高校・立命館宇治中学で実施されています。京都市は「市立中・高では、これまでから労働者の権利や義務、社会保障制度の学習を行っている」と答弁されていますが、過労死等防止対策推進法に基づくものではありません。

厚生労働省の取り組みを活用し、京都市立のすべての高校は勿論、京都府とも連携して府立高校でも労働関係法令の授業を実施する必要があると考えます。いかがですか。

（岡田副市長）高校生が労働法制等について学ぶことは極めて重要であり、学習指導要領にもとづき学習している。市立高校では、ワーキングプアやワーク・ライフ・バランスなどの今日的な労働問題や、過労死などの労働災害についても取り扱うとともに、就職希望者の多い高校では、労働局職員や社会保険労務士などを外部講師として招く取組を実施している。

■公契約基本条例に賃金条項を

次に「公契約基本条例」について質問します。

本市の条例には賃金条項はなく、第11条で、「受注者などは最低賃金法その他の労働関係に関する法令を遵守しなければならない」と規定し、最低賃金を払えばよいものとなっています。生活もままならない賃金で、適正な労働環境の確保とは到底言えない状況です。

建設労働者の労働環境の改善は待ったなしです。建設産業は、技能労働者の高齢化とともに、若年・中堅層の離職の増加、若年の新規入職者が激減しており、技術・技能の継承が困難な状況に陥っています。とりわけ、自然災害が頻発する昨今において、災害時の緊急対応や復興における建設従事者の役割はますます重要であり、国民の安心・安全にかかわる重大問題です。

こうした状況に危機感を募らせる国（国土交通省）は、若年層の建設業離れの最大の要因は、他産業と比べても「劣悪な賃金・労働条件」にあるとして、様々な対策に乗り出しています。公共工事設計労務単価を5年連続で引き上げ、業界団体に対し民間工事も含めた「賃上げ要請」を行っています。京都市が発注する公共工事でも、設計労務単価の引き上げに応じて発注額が引き上げられ、京都市は「引き上げられた設計労務単価に基づき発注し賃金に反映するよう要請している」と答弁されています。果た

して、実態は如何でしょうか。

全京都建築労働組合が実施した「賃金アンケート」や、公共工事調査活動の報告がまとめられています。

2012年から2017年の間に設計労務単価は30.6%引き上げられているにも拘らず、アンケートでは民間の現場で6.2%、公共の現場でも7.9%しか上がっていません。昨年11月24日、生活関連公共事業推進連絡会が実施した京都市公共工事現場での聞き取り調査の結果でも、賃金が上がったと答えた方は、僅か27%、変わらないが64%、9%の方は下がったと答えておられます。

京都市は、中小企業者の負担、公契約現場と民間の不公平、さらに労働者の賃金については労使間で定められるべきものだと、賃金規定を見送っています。公共工事を発注する際に、設計労務単価の引き上げに応じて発注額を引き上げているのですから、労働者の賃金に適切に反映するよう実効性のある仕組みが必要です。

公契約の現場で働く労働者の賃金に反映しているのかどうか、追跡調査して賃金実態をつかむ必要があります。公契約の現場で働く労働者の賃金に確実に反映させるために、公契約基本条例に賃金条項を設けることを強く求めます。いかがですか。

（植村副市長）条例制定にあたり多くの団体等から意見聴取した結果、賛否両論があったこと、導入している自治体のごく一部にとどまること、賃金に関する必要な規制は法律に基づくのが基本であることなどから、導入しなかったものであり、現在も同様の認識である。

公共工事に従事する建設労働者の賃金実態については、民間も含めた建設産業全体を国土交通省が調査しており、本市独自に調査する考えはない。国の調査結果を注視するとともに、適正な労働環境の確保に向け、事業者に対し、下請けも含めた賃金引き上げを要請したり、労働関係法令の遵守状況を確認し、指導するなど条例にもとづいて取り組んでいく。

■消費税増税中止を国に求めよ

次に、消費税について質問します。

我が国の相対的貧困率は、2015年には15.6%と国際的にみても極めて高い水準となっています。格差と貧困が広がる中、富の再配分機能を果たすのが税と社会保障です。ところが、消費税導入後、累進税制が緩和されて所得の再配分機能が弱体化しています。所得税の最高税率は、1974年時点の75%から、消費税導入時の1988年に60%に引き下げられ、現在は45%です。高額所得者の所得税を減税する一方、3%で導入された消費税は、その後5%、8%と引き上げ、低所得者ほど重い逆進的な税負担を強めています。

税金は、公正で公平な税負担が最も大切な原則です。生活費非課税、負担能力のあるものがより多く負担する「応能負担原則」が消費税導入で失われています。

京都市は、消費税について、あらゆる世代が広く負担を分かち合う、制度と説明しています。

消費税は零細な赤字の企業に重い負担となる一方で、輸出大企業には「輸出戻し税」で多額の消費税が還付されています。2016年度は、トヨタ自動車3231億円、日産自動車1190億円など、12社だけで還付税額は8311億円に上ります。消費税は公平公正な税とは言えません。認識を伺います。

2014年4月の8%増税で、深刻な消費不況が引き起こされ、多くの零細事業者が廃業に追い込まれています。民主府政の会右京連絡会が取り組んだ要求アンケートでは、83%の方が10%への増税に反対と答えておられ切実な声が寄せられています。「消費税8%の今でも苦しい、いつまで働いたらいいのか」（70代男性） 「年金がだんだん少なくなって暮らしにくい。消費税無しの生活ができるようにしてください」（70代女性）等々、増税への怒りが渦巻いています。

家族5人で、着物の製造・卸販売を営む事業者は「平成9年に消費税が5%に引き上げられ、増税前の平成8年9300万円の売り上げが、平成10年には4070万円と56%減」。その後の営業努力で5000万円ほどまで回復したそうですが、8%の増税で3600万円に落ち込みました。ご主人ひとりの営業から、息子さんも営業出て、奥さんも自宅で小売りも始め、家族3人総がかりでの営業努力でしたが売り上げは回復せず、昨年、店舗を売却したそうです。多くの同業者は「10%になったら商売を辞める」と言っているが、息子も跡を継ぎ、借金もあり辞めるに辞められない」と仰っていました。

会社を設立して13年目の運送業者は、約20台の2トントラックを保有し、18~21人のドライバーをすべて正規雇用し、大阪・京都の飲食店などに酒類を運び、雇用と地域経済を担う大切な役割を果たしています。

40代の社長自らが早朝からハンドルを握り、事務所に帰ってからは伝票整理や帳簿、従業員の運行計画や荷主との交渉など頑張っておられます。

平成28年の売り上げは1億2千万円。労働者の給与は売り上げの64.5%にあたる7750万円となり、燃料代やトラックの維持費、地代家賃など払うと28年度は450万円の赤字。28年度の消費税納税額は赤字でも705万円となっています。借金しながら分割納付で何とか払っているが、払いきれない同業者は多いと仰っていました。現在と売り上げが変わらなかった5%時の消費税額は450万円余り。

「10%増税なんてとんでもない。せめて5%に引き下げてほしい」と仰っています。

消費税の増税は、景気をそこから冷やし売り上げが大きく落ち込みます。赤字であっても納めなければならず、増税されれば売り上げが同じでも納税額は大きくなります。

文字通り営業破壊税です。平成28年度、新規発生した国税の滞納額は6221億円。そのうち消費税の滞納は3758億円。滞納税の6割が消費税です。国民の6割が2019年10月の消費税増税は見送るべきだと答えています。2017年総選挙での各党の公約は、自民・公明を除き増税の中止・延期・凍結・反対です。消費税増税中止が最大の中小企業支援になります。国に対しきっぱりと中止を求めるべきです。

(**財政担当局長**) 消費税の税率引き上げは、社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとするため、あらゆる世代が広く負担を分かち合い、国・地方を通じた社会保障に要する財源を安定的に確保していくために行われるものであり、その実施にあたっては低所得者や中小企業への影響を最小限にとどめる対応策を十分に講じた上で、行われるものと認識している。

消費税の税率引き上げ分は、社会保障に充てるとされており、その財源を基に、介護、年金、医療、子育て等の施策に取り組んでいく。

■中小企業振興基本条例の早期制定を

中小企業振興基本条例について質問します。

「中小企業白書2017」によると、個人企業の本数はピーク年次である1986年の約410万件から2014年には209万件へと半減しています。個人企業の開業及び廃業の件数の推移をみると、1980年代後半のバブル経済期以降、廃業が開業を上回り続けています。その結果、家族経営の衰退は地域コミュニティの崩壊につながり、買い物難民など、住みづつけられるまちの仕組みが失われつつあります。

30年度予算における、産業観光局の施策展開の方針では、市外から稼ぐ力の向上、インバウンド需要の取り込みと、伝統産業の海外展開、学術研究・先端産業等用地の創出、未来志向の投資に果敢に取り込む等、市外から稼ぐ、創業支援オンパレードで、既存の中小企業が置き去りです。

長年にわたり京都経済を支えてきた、伝統産業が存亡の危機にあります。

先日、和装産業の方にお話を伺いました。

京都の和装産業は、国内の生糸需要の8割を占める、中国産生糸の高騰が直撃し深刻な事態です。輸入価格は年々上昇しており、2000年当時1キロ2000円だったものが、現在は過去最高の8000円を超

えています。和装は小売価格が決まっている場合が多く、原価の上昇は販売価格に上乘せするのは困難です。各工程の単価は、今でもぎりぎりの状況の中、各工程の単価で吸収出来る限界を超えています。営業利益で生活が成り立たず、先が見通せない事態です。和装産業は京都市にとって重要な産業です。実態を調査し、金融支援や固定費の助成など緊急の対策が必要です。如何ですか。

(産業観光局長) 生産価格の高騰について、白生地を生産する丹後地域やネクタイ製造事業者など原価率の高い一部の業種において影響が出てきていると聞いている。価格高騰が一時的なものか長期化するものか、価格の推移とその影響を注視していく。引き続き情報収集や中小企業に対する融資制度の情報提供などの支援を行っていく。

和装に限らず、地域内の中小企業が元気になり、地域経済が活性化していく好循環を地域内に実現させていくには、地域全体の課題として、中小企業振興を位置づけられなければなりません。

中小企業振興基本条例を平成 22 年 4 月 1 日に施行した横浜市では、横浜市中企業振興推進会議を年 2 回、幹事会を年 3 回開催し、4~5 月に取組方針を策定、予算化し事業の取り組み状況を全市で共有しています。中小企業振興基本条例に基づく取り組み状況報告書を作成し、9 月市会に報告したうえで、次年度の予算を策定するという、中小企業振興の年間のサイクルが確立しています。経営基盤強化の事業や、経営の革新の事業 77 事業のほか、18 行政区ごとに地域の特性を踏まえた区における取組等、すべてを報告書にまとめ、各局、区役所が共有して中小企業を支援しています。

現場訪問支援事業では、毎年 140 件を目標に、市職員と企業経営支援財団の職員と連携し、製造業の現場を訪問し、支援策の紹介と共に、現場訪問で得た企業の意見や要望について、庁内の関係部署に積極的に情報を提供、連携して施策の展開に活用しています。

愛知県は、トヨタなどの自動車産業を中心とした製造業が過半数を占めるのが特徴です。県の認識は、海外で厳しい競争を強いられているグローバル企業であり、下請けはその競争力を支えるため、しわ寄せはしかたがないと考えていたそうです。

中小企業振興基本条例を制定し、いろんな中小企業団体の話を聞くなか、いかに中小企業に無理解だったかと反省されたそうです。中小企業の役割、地域貢献や中小企業が求めていることが解り、規模が小さくなればなるほど行政の手が届いていない事も認識されたそうです。

京都市は、現場の声を聴き施策に活かすと、一昨年中企業未来力会議が創設され、ワークショップが開催されました。異業種交流を通じた新しいビジネスプランの創出がテーマです。新しいビジネスプランの創出も必要ですが支援される企業は限られています。

「未来力会議で精力的に議論・検討を進めており、必要な場合には、条例による手法等も検討していく」と答弁されていましたが、現時点での検討状況はいかがですか。

京都経済と住民の暮らしを地域循環で支えているすべての中小企業の支援こそ必要です。

横浜市も愛知県も行政職員が直接、事業者の実態を調査し支援策を具体化し、全市的に共有しています。

産業振興に成功している自治体では、振興条例を柱に、地域の中小企業の状態を把握する実態調査、産業振興会議の 3 つの定石に取り組んでいます。

京都市として「中小企業振興基本条例」の早期制定を求めます。

(岡田副市長) 昨年度創設した京都市中小企業未来力会議では、現場の声を反映した実効性ある振興策を検討するとともに、企業間連携の中から新たなビジネスモデルの創出を目指して、多様な業種の若手経営者によって、業種横断的に活発な議論を行い、出された意見は 29 年度 8 事業、30 年度 10 事業に反映した。

今年度からは新たに「担い手不足・働き方改革」等、中小企業共通の経営課題をテーマに、産業界、市民、行政が共に取り組む実践提案の発信に向けて議論を行っており、必要な場合は条例による手法も検討していく。

■マイナンバー制度の中止を国に求めよ

マイナンバー記載をめぐる京都市の対応についてお聞きします。

昨年末に閣議決定された「2018年度税制改正大綱」において、住民税特別徴収税額決定通知書へのマイナンバー記載について、「書面により郵送する場合には、当面、マイナンバーの記載は行わない」こととされました。

我党は、特別徴収実務上のマイナンバー記載の不要性や情報漏洩の危険性などの問題点を指摘し、記載中止を求めてきました。今回の方針転換は、全国で誤配送などの事例が多発し、矛盾が大きくなってきたことの反映です。

「書面により郵送する場合、マイナンバーの記載は行わない」が、電子媒体等で送付する場合はマイナンバーを記載することとしています。ところが、電子的送付でトラブルが多発しています。マイナンバーカードの申請も頭打ちで、国民にとっては必要ないものです。マイナンバー制度は、IT産業への無駄な公共投資となり、国民の情報を一元的に管理するとともに、国民を監視し、社会保障給付を削減しようとするものであります。改めてマイナンバーは中止するよう国に求めるべきです。

(会計管理者) マイナンバー制度は、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」及び「行政事務の効率化」を目的とする重要な社会基盤となるもの。個人情報保護の保護は極めて重要であり、国においても本市においても対策を強化してきた。

引き続き、各種証明書のコンビニ交付や本人専用ホームページの活用などの取組をすすめていく。

今後とも、早期実施を国に要望するとともに、個人情報の保護に万全を期し、制度の一層の浸透やマイナンバーカードの普及促進を図っていく。

■京福電鉄嵐山本線山ノ内駅・三条通りの安全確保を

最後に、京福電鉄嵐山本線山ノ内駅・三条通りの安全確保について要望します。

阪急西院駅では、バリアフリー化は駅構造上不可能だと言われていましたが、長年の粘り強い運動で、京都市も工事費の三分の一を負担し工事が進められています。

京都市内で唯一の路面電車停留場で、安全地帯は幅 63cm と非常に狭い上、安全地帯から車両までは大きな段差があり高齢者は利用できません。安全地帯の両側をひっきりなしに車が通り、安全地帯上で電車を待つことは大変危険です。「電車がホームに入ってから渡ってください」と注意書きがあり、京福電鉄が危険な駅だと認めています。人身事故もかつては発生し、右京警察署に聞くと今年も物損事故が起きているとのことです。こうした駅こそバリアフリーへの支援が必要です。また三条通りの歩道は、縁石で仕切り段差があるうえ極めて狭く大変危険です。三条通りの安全対策・バリアフリー化を求め質問を終わります。